

福島工業高等専門学校学生の懲戒等に関する規則

(令和8年1月5日)
(規則第11号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福島工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第48条の規定に基づき、福島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学生の懲戒及び教育的措置（以下「懲戒等」という。）について、適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 学生に対する懲戒等は、対象行為の態様、結果、学内外への影響等を総合的に判断し、教育指導の一環として行うものとする。

2 学生に課せられる懲戒等は、教育的配慮に基づき、当該学生の今後の更生のため必要な限度にとどめるものとする。

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 本校の学生としての身分を失わせること
- (2) 停学 一定の期間、登校及び本校学生としての活動を禁止すること
- (3) 訓告 学生の行った行為を戒めて反省を求め、将来にわたって問題行動等を行わないよう注意すること

2 停学は、無期停学及び有期停学とする。

3 停学期間の計算は、暦年によるものとし、当該期間は修業年限に参入する。

(教育的措置)

第4条 学生が行った問題行動等が、懲戒には至らないと認められる場合は、当該学生に対し、教育的措置として、次の各号に定める指導を行う。

- (1) 厳重注意 学生主事が、当該学生に対し口頭により厳重注意を行い強く反省を求めるこ
- (2) 指導 学生主事補又は担任教員が、当該学生に対し口頭により注意を行い、反省を求めるこ

2 前項の指導にあたっては、必要に応じて保護者等同伴とする。

(懲戒等の基準)

第5条 懲戒等の基準は、別表のとおりとする。ただし、具体的な量定の決定にあたっては、対象となる行為の動機、結果や対応、故意・過失の度合い、他の学生や社会に与える影響等を考慮の上、総合的に判断するものとする。

2 過去に懲戒等を受けた者が、繰り返し懲戒等の対象となる行為を行った場合、必要に応じて、その処分を加重できる。

3 処分の量定は、情状によりそれを軽減することができる。

(懲戒の記録)

第6条 第3条に規定する懲戒の処分は、当該学生の指導要録に記載する。ただし、各種証明書類等には記載しない。

(事実の調査)

第7条 学生主事は、懲戒等の対象となる行為を知り得た場合は、校長に報告するとともに、学生委員会で事実について調査する。

- 2 学生主事は、必要に応じて学生委員会以外の教員を調査に加えることができる。
- 3 調査にあたっては、学級担任等関係教職員と連絡を取りつつ、公平性を確保した上で、懲戒等の対象行為を行ったとされる学生その他の関係者への事実確認等を行うものとする。
- 4 前項の調査の結果、第3条の懲戒に該当する可能性がある場合、学生主事は、当該学生に顛末書及び反省文を作成させる。

(弁明の機会の付与)

第8条 前条の規定に基づく調査による事実認定を行うにあたっては、当該懲戒等の対象行為を行ったとされる学生に弁明の機会を与えなければならない。

- 2 対象学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なくこれを欠席し又は文書を提出しなかった場合には、その権利を放棄したものとみなす。

- 3 対象学生から、弁明の際に付添人を同席させるよう求めがあった場合は、これを認める。

(懲戒等の決定)

第9条 学生に対する懲戒等は、第7条の調査結果及び前条による学生の弁明等を踏まえ、学生委員会において懲戒等の実施について審議し、当該審議結果を踏まえて校長がこれを決定する。ただし、明らかに懲戒に当たらないと判断される場合は、学生主事の判断により、第4条の規定による教育的措置を行うことができる。

- 2 前項において、停学が相当であると判断される場合は、停学期間についても併せて学生委員会で審議し、校長がこれを決定する。

(自宅待機命令)

第10条 学生主事は、懲戒等が決定されるまでの期間、対象学生に自宅待機を命じることができる。

- 2 自宅待機の期間は停学期間に算入する。

(懲戒等の告知)

第11条 懲戒の告知は、原則として校長が保護者等立ち合いの上、対象学生に対して行う。この場合、校長は、必要に応じて告知を学生主事等に委任することができる。

- 2 教育的措置の告知は、第4条の規定に基づきそれぞれ対象学生に対して行う。

(不服申し立て)

第12条 懲戒等の処分を受けた学生は、告知を受けた日から14日以内に、文書により校長に対して不服申し立てをすることができる。

- 2 校長は、前項の不服申し立てを受理した場合には、速やかに、当該懲戒等の決定に関わった者以外から校長が指名する、原則として副校長を含む教員3名から5名で構成する不服審査委員会を設置しなければならない。

- 3 不服審査委員会は、当該懲戒等の内容について審議し、その結果を校長に報告する。

(不服申立てに対する決定)

第13条 校長は、不服審査委員会による審査結果の報告を受け、不服申立てに対する決定を行う。

- 2 前項の決定は、原則として校長が保護者等立ち合いの上、対象学生に通知するものとし、決定に対する再度の申立ては認めない。

(懲戒等と学籍異動)

第14条 懲戒等の対象となる行為により調査対象となった学生から、懲戒等の処分決定前に退学、転学又は休学の願い出があった場合には、原則これを受理しないものとする。

- 2 停学処分となった学生から、当該停学期間を含む休学の願いでがあった場合には、これを受理しな

いものとする。

3 休学中の学生に対して停学処分を命じる場合は、当該学生の休学許可を取り消すものとする。

(停学処分における指導及び解除等)

第 15 条 停学中の学生は、毎日、反省日誌を作成し、学生委員会に提出しなければならない。

2 学生主事は、停学処分を受けた学生について、前項の反省日誌をもとに、反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、停学を解除又は停学期間の短縮（以下「処分の軽減」という。）が適当であると認めるときは、学生委員会における審議を経て、校長に処分の軽減についての意見を申し立てることができる。

3 校長は、前項の申し立てがあった場合は、当該意見を考慮し、当該処分の軽減の可否を決定する。

4 校長は、前項の規定に基づき処分の軽減を決定した際は、対象学生及び保護者等を召喚し、その内容を通知するものとする。この場合、校長は、必要に応じて告知を学生主事等に委任することができる。

(寮生の懲戒等)

第 16 条 寮務委員会は、学生寮内の寮生の問題行動のうち、懲戒等に該当する可能性があるものについては、当該事案を速やかに学生委員会に報告するものとする。

2 学生委員会は、寮生の問題行動のうち、寮の規則に反する可能性があるものについては、当該事案を速やかに寮務委員会に報告するものとする。

(教職員の守秘義務)

第 17 条 学生の懲戒等に関する事項に関わった教員及び職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第 18 条 学生の懲戒等に関する事務は、学生課が行う。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。

別表

懲戒等の標準例

	懲戒等の対象となる行為	懲戒処分			教育的措置	
		退学	停学	訓告	厳重注意	指導
1	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火などの凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	○	○			
2	傷害、窃盗、横領、万引き、恐喝、詐欺、賭博、痴漢、盗撮などの犯罪行為	○	○			
3	大麻・危険ドラッグ等、禁止薬物の所持・使用	○	○			
4	20歳未満の飲酒・喫煙		○			
5	飲酒・喫煙の強要		○			
6	学校管理下での飲酒・喫煙		○	○	○	
7	無免許、飲酒、暴走運転などの悪質な行為による交通事故	○	○			
8	交通事故（人身・物損）の加害者		○	○	○	
9	交通法規違反・交通マナー違反（車・バイク・自転車）		○	○	○	○
10	人権侵害行為（差別、侮辱、名誉棄損、ハラスメント、ストーカー行為等）	○	○	○	○	
11	情報倫理に関する行為（コンピュータやネットワークへの不正アクセス等）	○	○	○	○	
12	インターネット上での公序良俗に反する情報の書き込み		○	○	○	○
13	試験における不正行為（カンニング等）		○			
14	本校が管理する建造物への不法侵入、不正使用、破損、汚損等		○	○	○	○
15	本校が管理する器物の窃盗、不正使用、損壊、汚損等		○	○	○	○
16	本校構成員に対する暴力行為、威嚇、誹謗中傷	○	○	○	○	○
17	本校の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力行為、誹謗中傷	○	○	○	○	
18	車・バイクでの通学違反、免許取得違反		○	○	○	○
19	アルバイト違反（無許可・禁止職種等）		○	○	○	○
20	学生寮への寮生以外の立ち入り、引き入れ		○	○	○	
21	学生寮への異性の棟への立ち入り、引き入れ		○	○		
22	授業時間中における携帯電話・スマートフォン等の不適切な使用				○	○
23	学内規則等に違反する行為	○	○	○	○	○
24	その他、学校の秩序を乱す行為や学校の名誉・信用を損なう行為	○	○	○	○	○

注 1) 懲戒等の量定については、個々の事案の事情に即し、行った行為、動機及び反省度合等を考慮のうえ、標準例に定める処分を加重軽減することができる。

注 2) 懲戒等の対象となる行為を繰り返した場合や特に悪質性が高いと考えられる場合は、量定を段階的に加重するものとする。この場合、標準例を超える量定となる場合がある。

注 3) 標準例に掲げられていない懲戒等の対象となる行為については、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことができる。

本科学生の生活指導に関する指導基準

本資料に記載されている内容は、標準的な処分例であり、対象となる行為の態様や結果、影響、情状などを総合的に判断し、加重軽減されることがある。

1. 免許取得・車両通学

指導法の概要：

- 県内の高等学校で実施している基準に則して、3年生は10月以降であれば、学校に申請し許可された学生には「運転免許取得」を認める。
4年生以上については、下記の運転免許取得に関する手続きは不要とする。

手続き：

- 「運転免許取得許可願」（本人・保護者連署、学級担任の同意記載）提出
『許可された場合』「自動車学校入校許可証」（自校提出用・本人携帯用）または「原付免許取得許可証」（本人携帯用）受理
『免許を取得した場合』「運転免許取得届」提出

3年生の10月以降、運転免許取得許可願を提出し、年度を越えて運転免許を取得した場合にも、運転免許取得届を提出する。準中型自動車免許の取得を希望する際には理由書を添付する。

- 4・5年生及び専攻科生で普通自動車での通学を希望し、外部に駐車場を確保した上で、下記の必要書類を提出した学生には、「普通車通学許可証」（車内置き用・本人携帯用）を発行して許可がある。
○4・5年生及び専攻科生で原動機付自転車または普通自動二輪車（排気量125cc以下に限る）での通学を希望し、下記の必要書類を提出した学生には、通学を許可することがある。また、許可を受けた学生は指定の学内駐車場に駐車することができる。

必要書類：

- 普通自動車：「普通車通学許可願」（本人・保護者連署、学級担任の同意記載）・「運転免許証」の写し・「自動車検査証」の写し・「自動車保険契約書（対人無制限補償）」の写し・「駐車場契約等の証明書」の写し
原動機付自転車または普通自動二輪車（排気量125cc以下に限る）：「原付通学許可願」・「運転免許証」の写し・「任意保険証（対人無制限）」の写し
○自動車による車両通学において同乗を認めるのは、「兄弟・姉妹」のみである。
○課外活動・卒業研究等で物の運搬に自動車を使う必要が生じ、指導教員を通じて「普通車一時使用許可願」が提出された場合は、指導教員の指導下で許可することがある。

違反学生の指導の原則：

- 免許取得・車両通学違反
免許取得違反：学生委員会指導
車両通学違反（指導に反した駐車・学内乗り入れ、兄弟・姉妹以外の学生を同乗させた運転手と同乗者）
1回目：厳重注意、2回目：訓告、3回目：停学3日
- 交通事故・交通違反
事 故：物損事故の加害者：学生委員会指導
人身事故の加害者：
軽微な場合：厳重注意～停学2日間
重大な場合：停学5日間以上
死亡事故の加害者：無期停学以上
- 違 反：無免許運転：無期停学
酒酔い運転：退学
酒気帯び運転：無期停学～退学
その他の交通違反：厳重注意～停学（日数は内容による）

2. アルバイト

指導法の概要：

- 1～3年生：許可制（事前に学級担任に相談して学生支援係にアルバイト許可願を提出すること）で認め
る。ただし、原級留置者及び仮進級者は、原則として認めない。
- 4・5年生：届け出制とする。ただし、原級留置者及び仮進級者は、1～3年生と同様に許可制で認める。
- 国費外国人留学生（その他留学生は除く）：上記の規則に従うものとし、さらに入出国在留管理局から資
格外活動許可を受けたことが分かる書類（パスポートの許可証印のあるページまたは資格外活動許可書の
コピー）を学生支援係に提出する。
- 禁止職種・禁止時間帯は次に示す通りとする。
主として酒類を提供する飲食店、パチンコ店、車両の運転等の危険や過労を伴う仕事、深夜（22:0
0以降）に及ぶ仕事。
- 許可願に記載したアルバイト内容に反した場合
雇用者・職種・日時等が一致しないものは無許可と見なす。

違反学生の指導の原則：

- 無許可アルバイト：許容職種：1回目：学生委員会指導、2回目：厳重注意、3回目：訓告以上
禁止職種：1回目：厳重注意、2回目：訓告、3回目：停学（日数は内容による）

3. 窃盗・喫煙・飲酒

指導法の概要：

- 20歳以上の学生も含め、学生の学内での喫煙・飲酒は一切禁止とする。
- 学級担任はクラス学生の疑わしい行動に関しては指導して止めさせる。

違反学生の指導の原則：

- 学内における貴重品窃盗：無期停学
- 万引き：1回目：停学5日間（悪質は無期停学）、2回目：無期停学
占有離脱物横領：1回目：停学3日間、2回目：停学5日以上
- 20歳未満の学生の喫煙・飲酒行為、学内での20歳以上の学生の喫煙・飲酒行為：
1回目：停学2日間、2回目：停学5日間、3回目：無期停学
- 喫煙・飲酒の強要：停学（日数は内容による）

4. 寮内への立ち入り・引き入れ

指導法の概要：

- 通学生の寮内への立ち入りは一切禁止とする。
- 寮生の異性の棟への立ち入りは禁止とする。

違反学生の指導の原則：

- 通学生の立ち入り：1回目：厳重注意、2回目：訓告、3回目：停学3日以上
- 寮生の通学生引き入れ：1回目：厳重注意、2回目：訓告、3回目：停学3日以上
- 寮生の異性の棟への立ち入り・引き入れ：1回目：訓告、2回目：停学7日間、3回目：無期停学

5. 身だしなみ

指導法の概要：

- 1～3年生は本校所定の制服とする。
- 制服の中に着る物及び夏服の上は、白色無地で襟・袖があるもの（白色のワイシャツ・ブラウス・ポロシ
ャツ・開襟シャツ）とする。制服の中にはセーター・カーディガン・ベスト・トレーナーの着用を認める。
また、夏服の期間、登下校時及び学内においては、セーター・カーディガン・ベストの着用を認める。
着用するセーター・カーディガン・ベスト・トレーナーは、派手・華美でないものとする。
- 4・5年生は清楚・清潔な格好となるよう心がける。
- 履物は、革靴またはスニーカー等の靴とし、床を痛める恐れのないものとする。

○身だしなみは整える（1～3年生は、頭髪の極端な変色・変形とならないよう身だしなみを保つことを心がける。）

違反学生の指導の原則：

◎上記の項目に違反した場合：

1回目：担任指導、2回目：学生委員会指導、3回目：厳重注意

ただし、指導を受けてから1年間、新たな指導を受けなかった場合には、それまでの制服・服装に関する違反カウントをリセットし0に戻す。

6. 携帯電話・スマートフォン及びタブレットの所持・使用

指導法の概要：

○携帯電話類は、学内所持を可とする。

○授業中は、学習の妨げとなるので、携帯電話類の使用を禁止する。授業中は機器の電源を切るか、無音設定とした上、鞄またはロッカーに収納すること。ただし、授業中でも授業担当教員の許可がある場合は、使用可とする。

○授業中以外の時間帯は、周囲の迷惑にならない範囲で使用可とする。

○使用ルールに違反して、授業中に指導を受けた場合は、教員の指示に従い、携帯電話類を学生支援係に預け、その日の最後の授業終了後に受け取る。

○試験中に携帯電話類を身の回りに持っていた場合は不正行為（5.その他 問題行動の「定期試験における不正行為」扱い）とする。

違反学生の指導の原則：

◎学生が授業中に携帯電話類を許可無く使用した場合：

1回目：担任指導、2回目：学生委員会指導、3回目：厳重注意

ただし、指導を受けてから1年間、新たな指導を受けなかった場合には、それまでの携帯電話類に関する違反カウントをリセットし0に戻す。

7. その他の問題行動

○定期試験における不正行為：停学7日間

○深夜徘徊：厳重注意又は訓告

○器物損壊：破損の意思がなく物に当たった等の破損：学生委員会指導又は厳重注意
意識的な破損：停学5日間以上

○暴力行為やインターネット上の誹謗・中傷など：厳重注意～停学（日数は内容による）

○その他、公序良俗に反する行為等に対しては、行為の内容に応じて、指導または懲戒処分を行う。

○指導のための呼び出しに応じない場合、指導に従わず逃げた場合、再三の指導に従わなかった場合、指導対象時に虚偽供述・工作をした場合：その程度に応じてより重い指導を課すことがある。